

# 障がいのある方と雇用契約を結び支援する市内初の事業所が誕生 「ジョブクルーあるて」

（就労継続支援A型事業所）



障がいがあっても働くよ  
こび・やりがいをもち、雇用  
契約を結んで安心して働く  
ことができる「ジョブクルー  
あるて」（市内はじめての  
就労継続支援A型事業所）が  
できました。

A型事業所は、一般の  
事業所に雇用されることが  
困難な障がいのある方が、そ  
れぞれの障がいにあわせた  
仕事への取り組みなどについ  
て、支援を受けることができ  
る場所です。「あるて」で  
は、障がいのある方が介護ア  
シスタントなどの仕事ができ  
、安心して働くことができます。  
「あるて」ができたことで、  
障がいのある方の仕事への支  
援の輪が一層広がります。

Interview  
インタビュー  
ジョブクルーあるて  
たかもと りょうきょう  
高本 亮 所長

現在は9名の職員が各施設で  
介護アシスタントや清掃などの  
仕事をしています。今後も就労で  
きる場を広げ、将来的には障がい  
があっても地域で自立した生活を  
送ることができるよう、支援してい  
きたいと思ひます。



▲「ジョブクルーあるて」スタッフ

施設のご利用・詳細については  
「ジョブクルーあるて」へ

住所：大麻東町 15-6  
☎ 788-3375・FAX 387-8668  
詳細はこちらへお問い合わせ  
ください。



▲清掃作業の様子

主な業務内容  
介護施設における介護ア  
シスタントや施設内清掃、  
調理補助など  
利用対象者  
障がい者手帳をお持ちの方  
で、あらかじめ江別市に申請  
し、障がい福祉サービスの  
支給決定を受けた方

Interview  
インタビュー  
「すてら」の  
やまもと まさやしちよう  
山本 雅也 所長

働くことを希望する障がいの  
ある方、障がい者雇用を検討さ  
れている企業や就労を応援する  
各関係機関の皆様を結ぶ懸け橋と  
して、それぞれの希望や不安など  
について伺いながら「働きたい、  
幸せに働き続けたい」を応援して  
いきます。どうぞお気軽にご相談  
ください。



（右）山本 所長  
と 武田 支  
援員

市では、8月から障がいの  
ある方の民間企業への就職や  
就職後の定着を支援する、え  
べつ障がい者しごと相談室「す  
てら」を開設しました。

「すてら」は、障がいのあ  
る方が就職活動を行うにあた  
り「どのように活動してよい  
か分からない」などの相談へ  
の助言・支援や、ハローワー  
クへの同行・面接練習などの  
支援を行うほか、就職した後  
も、安心してより長く働くこ  
とができるように、支援員が  
職場巡回などを行い、助言し  
たり相談にのったりします。

働きたいとお考えの障がい  
のある方は、お気軽にご相談  
ください。

障がい者しごと相談室「すてら」

住所：野幌代々木町 15-3  
☎・FAX 802-7998  
受付時間：月曜日～金曜日  
9:30～16:30 相談無料  
（祝日・年末年始はお休み。  
相談の際は、事前に電話など  
お問い合わせください。）

相談支援の対象者

- ① 市内在住で就職や雇用の継  
続を希望する障がいのある方  
とその家族（支援者）
- ② 障がいのある方を雇用して  
いる、または雇用を希望する  
企業
- ③ 障がい者就労に関わる関係  
機関

## えべつ障がい者しごと相談室「すてら」

# チャレンジ! 市民活動!

自分のまちを  
良くしよう!

住んでいるまちを良くしよう!

## 地域活動運営セミナー 参加者募集

11/15・1/24・2/21 会場：江別市民会館 37号  
の3日間いずれも日曜日、  
13時30分～16時 (高砂町6)

自治会活動に興味はあるけど、参加するきっかけがない。住みよいまちづくりに協力したい。子どもたちの未来のために安心なまちにしたい。そんな気持ちをお持ちの方を対象にセミナーを開催します。セミナーでは自治会活動に関する講演、学生や自治会長による実践談のほか、参加者によるグループ討議を予定しています。

住んでいるまちが良く「なる」のではなく、住んでいるまちを良く「する」活動を始めませんか。

定員 50名。参加費無料。

対象：自治会活動に関心のある方で自治会長経験の無い方。3日間のセミナーにすべて参加可能な方。

講師：北海道情報大学経営情報学部先端経営学科 藤本直樹准教授

内容：11月15日(日)藤本准教授による自治会に関する基調講演 / 1月24日(日)市内学生の実践談 /

2月21日(日)市内自治会長の実践談

3日間ともグループ討議を行います。

〔詳細・申込〕9月18日(金)までに市民生活課

☎ 381-1018へ電話申込

## 市民活動セミナー＆ワークショップ

### はじめてみよう!市民活動 参加者募集

10/4(日) 会場：江別市民活動センター・あい  
10時～12時10分(野幌町10-1イオンタウン江別2階)

市民活動を推進・活性化するため、セミナーとワークショップを開催します。講師は市民活動の第一人者である、北海道ブックシェアリング代表荒井宏明氏。当日は筆記用具をお持ちになってご参加ください。

定員 25名、参加費無料。

〔詳細・申込〕NPO法人えべつ協働ねっとわーく(☎ 374-1460)へ9月30日(木)までに電話、またはE-mail = info@center-i.jpへお申込みください。

## 市民活動団体の活動を一挙公開

### 江別市民活動見本市

9/26(土) 会場：江別市民活動センター・あい  
10時～16時 (野幌町10-1イオンタウン江別2階)  
※ステージ発表は1階センターコート

「江別市民活動見本市」を今年も開催します。市民活動団体によるステージ発表会のほか、「市民活動センター・あい」にて市民活動団体の活動内容をパネルで展示します。

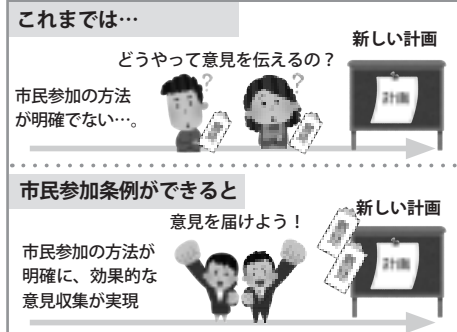
参加団体やスケジュールの詳細は「江別市民活動センター・あい」ホームページ (<http://center-i.jp>) などでお知らせしていきます。

〔詳細〕NPO法人えべつ協働ねっとわーく

☎ 374-1460

解説!

## 市民参加条例ができるとうなるの?



- 市民参加の対象は?
- ①市の基本的な計画の策定・変更
  - ②市民の権利に関わる条例(市税など除く)の制定・改廃
  - ③広く市民が利用する大規模公共施設の計画の策定・変更
  - ④市民に大きな影響がある制度の導入・改廃

対象であっても、緊急性がある場合などは市民参加を実施しないものもあります。

○市民参加の方法は?

市民参加を求めるときは、パブリックコメント、市民説明会、ワークショップの開催など、対象となる案件の性質や関心度などを考慮し、下記の方法のなかから、効果的なものを実施します。

市民参加条例についての詳細は今後、市ホームページなどでお知らせします。

市民参加条例とは、江別市自治基本条例に基づき、まちづくりへの市民参加を推進するための条例です。この条例に基づき、市民参加の対象や手続きを明確にし、さまざまな方法で市民の皆さんの意見を反映させ、透明性の高い、開かれた市政を目指していきます。



# 開かれた市政を目指して 市民参加条例 10月1日施行

〔詳細〕政策推進課 ☎ 381-1033

## 実施する市民参加の方法

### 附属機関などの設置

附属機関として設置する審議会や委員会などでは、学識経験者や有識者などが話し合いを通じて合意形成を図っていきます。そこに、公募による市民を加え、市民の意見を聴く機会を設けることにより、専門的な検討に市民意見を反映させることができます。

### 市民説明会

施策などの趣旨、目的、内容などを説明し、それに対して市民から直接意見を聴取します。説明会で出された意見などを考慮しながら、市の意思決定を行うことができます。



## パブリックコメント

市の重要な計画や方針などの原案をあらかじめ広く公表し、市民から意見を求めます。提出された意見などを参考にしながら、市の意思決定を行うことができます。

## アンケート調査

対象の案件について、無作為に抽出した多くの市民の方などに意見を求めることにより、市民意識の傾向を把握することができます。

## ワークショップ

施策などについて、市民の方が主体的に検討作業を行うとともに、市民同士の多様な意見交換を通じて一定の合意形成を図ります。そこで示された方向性を考慮しながら、市の意思決定を行うことができます。